

福島市1か月児健康診査実施要領

母子保健法第13条に基づく乳児の健康診査のうち、1か月児健康診査を一般社団法人福島県医師会に委託し、下記のとおり個別健康診査として実施する。

1 対象者

福島市に住民票のある令和7年4月1日以降に生まれた乳児で、出生後27日を超え生後6週に達しない乳児とする。ただし、市長が認める場合はその限りではない。

2 実施医療機関医師

健康診査を行う医療機関の医師は、一般社団法人福島県医師会に登録した1か月児健康診査実施医療機関の医師とする。なお、委託医療機関については、市ホームページ等で周知するものとする。

3 健康診査内容

- (1) 問診
- (2) 身体計測（身長・体重・頭囲）
- (3) 一般診察（栄養状態、疾病及び異常の有無）
- (4) 新生児聴覚検査、先天性代謝異常検査の実施状況の確認
- (5) ビタミンK₂投与の実施状況の確認及び必要に応じて投与
- (6) 健康（育児）相談・保健指導

4 健康診査料金

- (1) 市負担とする。健診費用が委託料金を超える場合は保護者負担とする。
- (2) 再検査・精密検査は保護者負担とする。

5 委託料金

市は、委託医療機関に対し契約書に基づく委託料（一人当たり6,000円。消費税及び地方消費税を含む）を支払うものとする。

6 健康診査申込方法

健康診査を希望する対象児の保護者は、直接委託医療機関に電話等で申し込みを行う。原則は、予約制とする。

7 実施方法

委託医療機関は、次により実施する。

- (1) 委託医療機関は、健康診査申し込みを受けた時、受診者の希望月日と医療機関の健康診査実施日を調整し、日時を設定する。その際に、受診当日持参するもの等を説明する。また、一般の疾病児と別個に健診ができる体制を整えること。
- (2) 委託医療機関は健康診査対象児の保護者が持参する1か月児健康診査受診票（様式第1号）を確認し、記載事項の記入を点検する。
- (3) 委託医療機関の医師は、必要時要支援乳児連絡票（様式第3号）により福島市に連絡する。
- (4) 福島市は、要支援乳児連絡票（様式第3号）の送付があった場合、訪問等の指導により、母子に支援を行い、結果を要支援乳児訪問等結果連絡票（様式第4号）により委託医療機関の医師に報告する。
- (5) 委託医療機関の医師は、乳児に精密検査及び治療が必要と認められる場合は、1か月児健康診査精密検査依頼票（様式第5号）を作成し、保護者に受診を促す。
- (6) 精密検査等を実施した医療機関は、受診結果について1か月児健康診査精密検査結果票（様式第6号）により市町村に報告する。
- (7) 実施上の留意点
 - ①実施した健康診査の結果を、母子健康手帳に記載する。
 - ②健康診査時における健康（育児）相談・保健指導に努める。
 - ③各関係医療機関との連携のもと、事後指導の徹底を図る。

8 委託料の請求及び支払い

各実施医療機関は、福島市1か月児健康診査業務委託報告書兼請求書（様式第2号）を記入のうえ、当月分の福島市1か月児健康診査受診票（様式第1号）と一緒に、翌月10日までに福島市へ提出する。

福島市は、請求書を受領後翌月の10日に毎月指定された金融機関に口座振替により支払う。支払回数は12回とする。